

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

通知預金（以下「この預金」といいます。）の預入額は1口1万円以上とします。預入のとき（通帳式の場合）は、必ずこの通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は、1,000円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- ※この他「流動性預金共通規定」をご参照ください。

以 上
(2020.4)